

松江市告示第 566 号

松江市自転車等放置防止に関する条例（平成 17 年松江市条例第 339 号）第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 22 日

松江市長 上 定 昭 仁

1 撤去年月日

令和 3 年 5 月 7 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間

2 自転車等の放置されていた場所

JR 松江駅周辺自転車等放置禁止区域内、同禁止区域外

3 保管自転車等の台数

7 台（禁止区域内 5 台（うち、JR 松江駅駐輪場内 2 台）、禁止区域外 2 台）

4 保管場所

松江駅東駐輪場（松江市東朝日町 595 番地 2）

5 保管期限

令和 3 年 12 月 22 日

6 返還方法

松江市自転車等放置防止に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 247 号）第 8 条の規定により返還を申請すること。なお、返還に当たっては、松江市自転車等放置防止に関する条例第 13 条の規定により費用を徴収する。

7 保管自転車等の特徴等

別紙のとおり

## 【対象期間 R3.5～R3.9】

| 整理番号  | 種別  | 撤去年月日   | 防犯登録番号<br>又は標識番号      | 車体番号        | 色    | 備考<br>(放置された場所等)                  | 盗難届<br>有無 |
|-------|-----|---------|-----------------------|-------------|------|-----------------------------------|-----------|
| 外放3-3 | 自転車 | R3.5.7  | なし                    | K808152     | 赤    | 松江市学園一丁目11<br>川口児童公園<br>北側路上      | 無         |
| 内放3-2 | 自転車 | R3.5.21 | 753555                | STRJY16441  | 黒    | 松江市朝日町<br>JR松江駅南口<br>センチュリー21北側路上 | 無         |
| 西放3-4 | 自転車 | R3.6.7  | 693721                | なし          | グレー  | 松江駅西駐輪場                           | 無         |
| 内放3-6 | 自転車 | R3.8.2  | HIROSHIMA<br>ラ-350712 | FC6J00088   | 茶    | 西駐輪場壁沿い JR東S-9前                   | 無         |
| 内放3-7 | 自転車 | R3.8.2  | なし                    | XC130700230 | シルバー | 西駐輪場壁沿い JR東S-9前                   | 無         |
| 外放3-5 | 自転車 | R3.8.10 | なし                    | K110907863  | 赤    | 松江市上乃木1丁目11<br>旧床几山配水池看板付近        | 無         |
| 東放3-2 | 自転車 | R3.9.15 | 809962                | F21126353   | 黒    | 松江駅東駐輪場                           | 無         |